

いき

いき

健康

づくり

お問い合わせ
ご相談は
福祉保健課 保健係
☎73-5500

活用じょうろ健診結果

六月～七月に町では総合健診を実施しました。基本健診、胃がん検診、子宮がん検診の結果は受診者全員に送付しますが、結核検診と大腸がん検診については、何らかの異常が見られた人のみに郵送しています。健診結果を生活習慣の見直しに活用しましょう。

健診結果のとらえ方

基準値は柔軟性をもって健診の基準値は、健康な人の大半が当てはまるように設定されていますが、検査を実施する機関や検査方法によって異なる場合もあります。また、検査結果には個人差があつて当然です。受診した日のコンディションや心の状態などによつても結果は違つてきます。一つ一つのデータに一喜一憂することなく、総合判断に注目して治療を受けたり生活改善をしていくことが大切です。

「要精検」といわれたら…

要精検とは、「疑わしいところがあるので詳しく調べてみましょう」ということで、病気を診断されたわけではありません。

もし、かりに精密検査によつて病気が見つかった場合でも、早期発見・治療ができれば何も怖がることはありません。「要精検」の結果が届いたらできるだけ早期に検査を受けましょう。



結果を過信しないで！

健康診断では発見できなかったり、発見するのが難しい病気もあります。「異常なし」といわれても自覚症状がある場合は積極的に受診しましょう。

健診は受けっぱなしでは意味がありません。検査結果に少しでも異常がみつかったら、医師や保健師の指導を受けるとともに、今日からでも食生活や運動、飲酒、タバコなどの生活習慣を改善していきましよう。

福祉保健課

掲示板

献血

ご協力ありがとうございました
7月22日(月)〜敬称略

二百 献血

三谷美里 / 工藤里子 / 相澤芳光 / 藤田敦子 / 工藤郁子 / 西巻利加子 / 佐藤直美 / 畠山まち子 / 桐越久美 / 藤田育子 / 鈴木千鶴子 / 簾内貴梨子 / 田口由佳 / 工藤麻里 / 工藤美佳子 / 佐藤真由美 / 安保茂 / 加賀剛史 / 幸坂美帆 / 成田正文 / 吉沢喜美子 / 藤田弘子 / 藤田修平 / 四百 献血

佐藤清裕 / 野呂ノリ子 / 菅原隆文 / 工藤伸也 / 高橋剛宏 / 藤田実 / 大谷満雄 / 小森欄子 / 森田泉 / 米川譲 / 大門裕子 / 渡邊雅俊 / 田中俊浩 / 石山春樹 / 工藤逸人 / 藤田巧
次回献血予定日
日時 九月十日
内容 全血献血
場所については、後日広報等に掲載します。

児童扶養手当制度が 改正されました

母子家庭に対して支給されている児童扶養手当制度が八月から改正になります。これまで受給者の収入に応じて手当額が二段階になっていましたが、今後は全部支給及び一部支給の手当額については所得に応じてきめ細かく定められます。

年金だより

問い合わせ先
町民課年金係 ☎73-2114

成人おめでとう！ 20歳になったら国民年金

20歳になったら職業や収入を問わず必ず加入することになり、保険料を納付することが義務づけられています。長い人生を応援するサポーター、国民年金あなたもキチンと納付して、大きな安心を手に入れて下さい。

○手続きされていないとどうなる

将来受ける老齢基礎年金や、病気や事故で障害が残ってしまった場合の障害基礎年金、18歳未満の子供を残して死亡した場合の遺族基礎年金が受けられないときもありますので、忘れずに手続きして下さい。

○保険料は、どのようにして納めるのか

国民年金に加入すると社会保険事務所から送られてくる「国民年金保険料納付案内書」で月々13,300円の保険料を本人または家族が納めることとなります。納め忘れを防ぐため、口座振替による金融機関からの自動引き落としが便利です。

なお、一定期間分まとめて納めると割引になるお得な前納制度があります。

6ヶ月前納 79,800円 79,150円で650円の割引

学生の場合は卒業後に保険料の後払いできる学生納付特例制度があります。保険料の猶予を希望される場合は早めに申請して下さい。

老齢福祉年金を受けている方へ
郵便局での支払いは9日からです。

はつらつ！高齢者

ワンポイントコーナー

問い合わせ先
福祉保健課いきがい係
(73 - 5500)

介護保険料納入通知書に関わるQ & A

Q 昨年度より介護保険料が高くなったが？

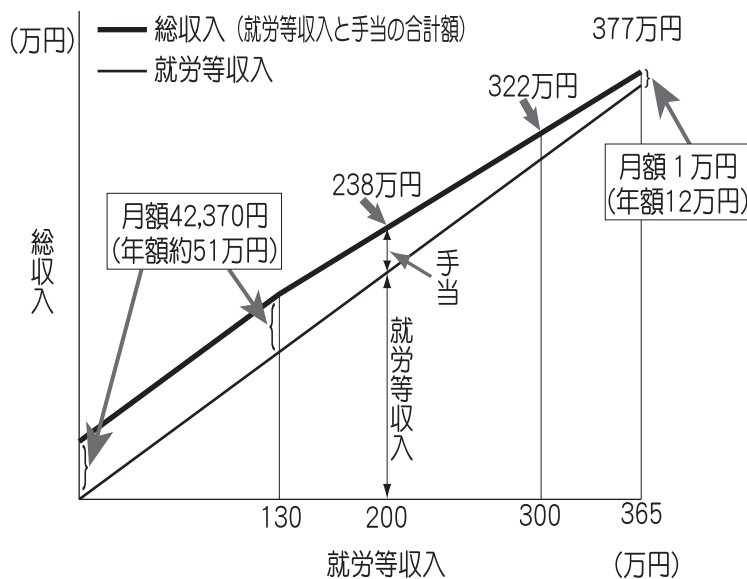
A ・昨年度は、国の特別対策として減額されていましたが、今年度からは本来の保険料の額を納めることとなります。
・住民税が課税されていたり所得額が上がっていませんか。保険料は住民税や所得額によってきます。

Q 年金からの天引きにならないのか？

A ・年金が年額18万円未満の方と障害基礎年金・遺族付加年金・老齢福祉年金受給の方は納付書で納めることとなります。
・新たに65歳になった方は、来年10月から年金より引かれます。それまでは納付書で納めることとなります。
・年金の現況届の届け忘れ等で年金が一時的に差し止められた場合等も納付書で納めることとなります。

八月は、児童扶養手当および特別児童扶養手当の現況届提出期間となっています。みなさん忘れずに提出しましょう。

- ・所得範囲の見直し
- ・児童の父からの養育費等についてもその八十%を所得として取り扱う。
- ・寡婦控除、寡婦特別加算は控除しない。



主な改正点
所得制限限度額と手当額の見直し
例 母と子の二人世帯の場合

全部支給	収入	百三十万円未満
一部支給	収入	四万二千三百七十円
	収入	三百六十五万円未満
	収入	四万二千三百六十円
	収入	一万円